

公

示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 1 日

山形県公安委員会



日時	令和8年10月8日 午後1時30分	場所	山形県総合交通安全センター
----	-------------------	----	---------------

[illegible]

公 示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 1 日

山形県公安委員会



日時	令和8年10月8日 午後1時30分	場所	山形県総合交通安全センター
----	-------------------	----	---------------

[illegible]